

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇ 人委規則 最高号給等を受ける特定の教育職員の給料の切替えに関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	— 円	58,500 円	— 円
2	110,800	61,600	48,400
3	115,100	64,700	50,300
4	119,400	67,800	52,200
5	123,700	70,900	54,400
6	128,000	74,000	57,200
7	132,400	77,100	60,000
8	136,800	80,200	62,800
9	141,200	83,300	65,600
10	145,600	86,400	68,500
11	150,100	89,800	71,400
12	154,600	93,400	74,300
13	159,100	97,000	77,300
14	163,600	101,000	80,300
15	168,100	105,000	83,300
16	172,600	109,100	86,300
17	177,100	113,200	89,300
18	181,600	117,300	92,300
19	186,600	121,400	95,300
20	191,600	125,400	98,000
21	196,600	129,300	100,700
22	201,600	133,200	103,400
23	205,900	137,100	106,100
24	210,200	141,000	108,700
25	213,200	144,700	111,300
26		148,300	113,900
27		151,900	116,500
28		155,500	119,100
29		159,100	121,400
30		162,700	123,700
31		166,200	125,800
32		169,300	127,800
33		172,300	129,800
34		175,100	131,700
35		177,900	133,200
36		180,600	
37		182,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	52,200	—
2	94,600	55,300	48,400
3	98,300	58,500	50,300
4	102,400	61,600	52,200
5	106,500	64,700	54,400
6	110,700	67,800	57,200
7	114,900	70,900	60,000
8	119,100	74,000	62,800
9	123,300	77,100	65,600
10	127,500	80,200	68,400
11	131,700	83,300	71,200
12	135,800	86,400	74,000
13	139,900	89,800	76,800
14	144,000	93,400	79,500
15	148,100	97,000	82,200
16	152,200	100,900	84,900
17	156,300	104,800	87,600
18	160,400	108,800	90,300
19	164,500	112,800	93,000
20	168,600	116,800	95,700
21	172,700	120,800	98,300
22	176,600	124,400	100,700
23	180,300	128,000	103,100
24	183,600	131,600	105,100
25	186,900	134,800	107,100
26	189,800	138,000	108,900
27	191,900	141,100	110,700
28	194,000	144,200	112,300
29	196,100	147,300	113,700
30		150,400	115,100
31		153,500	116,500
32		156,600	
33		159,700	
34		162,800	
35		165,600	
36		167,800	
37		169,900	
38		171,700	
39		173,500	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第三の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職給料表の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「替切期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育職給料表の適用を受ける職員で人事委員会の定めるものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日において教育職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとな

る期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に教育職給料表の適用を受ける職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

人事委員会規則

最高号給等を受ける特定の教育職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

最高号給等を受ける特定の教育職員の給料の切替えに関する規則
(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十九年三月鳥取県条例第十二号。以下「改正条例」という。)附則第二項の規定に基づき、最高号給等を受ける特定の教育職員の給料の切替えに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(最高号給等職員)

第二条 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が別表のイ及びロの表(以下「切替表」という。)に掲げられている職務の等級である職員(以下「最高号給等職員」という。)とする。

(号給等の切替え)

第三条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)が切替表に掲げられている号給又は給料月額である職員の切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する切替表に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第四条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後の最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員 旧号給等を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。)のうち十二月を超えない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間
(特定の職員の切替え)

第五条 最高号給等職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、最高号給等を受ける特定の教育職員の給料の切替えに關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日
号 給 又 は 給 料 月 額	25号給	25号給	37号給	37号給	35号給	35号給
	円	円	円	円	円	円
	207,700	216,200	177,500	184,800	129,300	134,700
	210,700	219,200	179,600	186,900	130,800	136,200
	213,700	222,200	181,700	189,000	132,300	137,700
	216,700	225,200	183,800	191,100	133,800	139,200
	219,700	228,200	185,900	193,200	135,300	140,700

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日
号 給 又 は 給 料 月 額	27号給	27号給	37号給	37号給	26号給	26号給
	円	円	円	円	円	円
	176,900	28号給	154,800	38号給	100,800	27号給
	179,000	29号給	156,600	39号給	102,200	28号給
	181,100	円	158,400	円	103,600	29号給
	183,200	198,200	160,200	175,300	105,000	30号給
	200,300	162,000	177,100	106,400	31号給	
	185,300	202,400	162,000	178,900	106,400	31号給

鳥取県人事委員会規則第九号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三千六百元」を「次の各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 教育職給料表(一)の職務の等級一等級の場合 二千七百円
 - 二 教育職給料表(二)の職務の等級一等級の場合 二千六百元
- 第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】